

確定申告・住民税 (市・都民税) の申告はお早めに

確定申告について

税務署での、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。還付申告は、2月13日(金)以前でも行えます。

市役所での住民税と所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出は表のとおりですので、確認の上、お越しください。また、混雑する会場にお越しの際は、ご自宅のパソコンで行えます。

確定申告書の作成は、パソコンで申告書を作成し、画面を印刷して送付するかe-TAXにより電子送付することもできます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

表 申告受付日程と前年実績による混雑予想 (凡例 ◎…やや混雑、○…混雑、▲…大変混雑)

場所	2月4日(水)	2月5日(木)	2月6日(金)			
市役所	青梅税務署出張相談日(中央公民館) ※1					
五日出張所		○	○			
場所	2月9日(月)	2月10日(火)	2月11日(水)	2月12日(木)	2月13日(金)	
市役所	○			○	○	
五日出張所		○ 青梅税務署出張相談日 ※2		▲	▲	
場所	2月16日(月)	2月17日(火)	2月18日(水)	2月19日(木)	2月20日(金)	
市役所	▲	▲	▲	○	▲	
税理士無料申告相談日 ※3						
五日出張所				▲	▲	
場所	2月23日(月)	2月24日(火)	2月25日(水)	2月26日(木)	2月27日(金)	
市役所	▲	▲	○	○	○	
五日出張所				▲	▲	
場所	3月2日(月)	3月3日(火)	3月4日(水)	3月5日(木)	3月6日(金)	
市役所	▲	○	◎	▲	▲	
五日出張所				▲	◎	
場所	3月9日(月)	3月10日(火)	3月11日(水)	3月12日(木)	3月13日(金)	
市役所	▲	▲	▲	○	○	
五日出張所						
場所	3月16日(月)	受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時 (注) 午前中に受付ができる人数には限りがありますので、状況により午後の受付とさせていただきます場合があります。				
市役所	◎					
五日出張所						

※市役所と五日出張所で同時受付をしている日は混雑が予想されます。(2月12日・13日・19日・20日・26日・27日、3月5日・6日)
※例年、午前と午後の早い時間は大変混雑します。
※1 この日は市役所では受付をしていません。相談受付時間…午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ
※2 五日出張所で受け付けます。相談受付時間…午前9時30分～11時ごろ、午後1時～3時ごろ
※3 税理士による無料申告相談を行います。市職員による通常の受付も行います。税理士相談受付時間…午前9時～10時30分ごろ、午後1時～3時ごろ

復興特別所得税の計算・記入漏れにご注意を

昨年創設された復興特別所得税の計算・記入漏れが目立っています。確定申告書を作成する際には、注意してください。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

住民税の申告が必要な方

住民税の申告が必要な方は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

住民税の申告が必要な方は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

住民税の申告が必要な方は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

青梅税務署からのお知らせ

青梅税務署からのお知らせ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

青梅税務署からのお知らせ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

青梅税務署からのお知らせ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。



確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

家を新築・増築、取り壊された方へ

家を新築・増築、取り壊された方へ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

家を新築・増築、取り壊された方へ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

家を新築・増築、取り壊された方へ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

家を新築・増築、取り壊された方へ。確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。

確定申告書の提出は、市役所、五日出張所、税務署、税理士事務所などで行えます。